資料７

平成 24 年 12 月 4 日
電気事業連合会

電気設備地震対策ワーキンググループ報告書　対応状況

平成 24 年 3 月末に、電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループで取りまとめられた報告書に関する電力の主な対応状況は、以下のとおりである。

１．最大クラスの津波への対応

報告書での対応内容	対応状況
○ 供給力確保の観点から、発電設備については、個々の重要度や地域毎の被害想定を踏まえ、復旧の迅速化を図るための対応を進める。 ※ 被災後の復旧を迅速化するため、今回の教訓に基づく浸水被害の復旧対応等マニュアルを整備 ※ 浸水被害に対する復旧方法の事前検討、復旧に必要な工具の保管場所の検討、非常用資機材（食料、飲料水、機器等の洗浄用水、重機、土壌等）の保有量の再検証、復旧に必要な物資輸送のための道路・航路アクセス対策（事業所外は管轄自治体との連係が必要）の検討など	平成 24 年 8 月 29 日に内閣府から公表された南海トラフ巨大地震に関する津波の影響について、内閣府の詳細データを基に個々の発電設備ごとの被害を想定し、重要度に応じた復旧方法および、復旧に必要な資機材などの数量、保管場所や調達方法などについて検討中。 また、事業所外の道路・航路アクセス対策についても、関係自治体と適宜連係しながら検討中。 （検討ステップ） STEP1　内閣府から詳細な電子データを入手（平成 24 年 10 月末完了） STEP2　発電設備毎の浸水範囲、浸水深の算出 STEP3　設備被害の推定 STEP4　復旧迅速化の対応策の検討 STEP5　マニュアル類への反映
○ 損壊すると、電力供給の復旧まで長期にわたり、広範囲の供給支障を及ぼすような著しい影響を与える場合、170kV 以上の主要基幹変電所及び主要基幹送電線路（電源線を除く。）については、津波の影響がある海岸部に設置しないことが重要である。 こうしたおそれのある既設設備については、被災時に系統操作等を行っても、電力供給に著しい支障を及ぼすことが予想される場合には、減災対策などを行い、津波の影響を緩和する取り組みが必要である。	平成 24 年 8 月 29 日に内閣府から公表された南海トラフ巨大地震に関する津波の影響について、内閣府の詳細データを基に、地域ごとの浸水状況等を算定し、電力供給への影響、対応策などについて検討中。 （検討ステップ） STEP1　内閣府から詳細な電子データを入手（平成 24 年 10 月末完了） STEP2　地点別に浸水範囲、浸水深の算出 STEP3　設備被害の推定 STEP4　電力供給に与える影響の推定 STEP5　対応策の検討

２．その他取り組み事項

〇 電力会社が中心となり関係機関と順次連係強化を進めている事項

・ 非常災害時において、電力会社だけでなく協力会社についても、復旧に従事する車両が緊急通行できるよう関係機関と協議。（事前に緊急通行車両届出を行うことで調整中。）
・ 非常災害時における復旧作業に必要な燃料の供給についての燃料供給元との協議。
・ 工業用水の早急な確保のための自治体との連係協議。

〇 冠水電気機器の将来的影響を確認した上での復旧対応策の検討

・ 東日本大震災において、火力発電所においては早期復旧の観点から、海水に冠水した電気機器の一部（例：ポンプ、ファン、電動弁のモータ等）について、真水で洗浄して復旧した。
・ これら機器の長期的な塩害の影響（コイルの絶縁劣化等）について、定期点検やユニット停止時の絶縁抵抗測定により傾向管理を行い、今後の応急復旧、恒久修理方法等、最適な修復対応について検討を進める。

以上